

盛土規制法の許可又は届出の手続きの要否に係る自己申告シート

(法第 12 条第 1 項・第 30 条第 1 項許可、法第 27 条第 1 項届出、法第 21 条第 1 項・第 40 条第 1 項届出関係)

作成日： 年 月 日

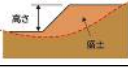
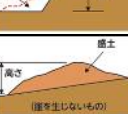
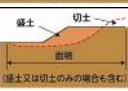
建築主事・確認審査機関、計画認定機関 あて

太枠内を記入してください。

建築主	住 所	
	氏 名	
申請地	地 名 地 番	
作成者	設計事務所名	
	作成者氏名	

チェック欄

規制区域 ※ 判断基準となった規制区域にチェックしてください	☐ 宅地造成等工事規制区域（宅造区域） ☐ 特定盛土等規制区域（特盛区域） ※ 両方の規制区域にまたがる場合や、大分市や別府市、隣県の区域にまたがる場合は、都市・まちづくり推進課にご相談ください
--	---

項目	宅地造成の内容	要否判断基準				チェック	
		宅造区域	特盛区域	特盛区域	全区域	R7.5.1以降に行う造成行為についてお答えください	
		12条許可	30条許可	27条届出	21条届出 40条届出		
①	盛土の高さ 	1 m 超	2 m 超	1 m 超	1 m 超	☐ あり	☐ なし
②	切土の高さ 	2 m 超	5 m 超	2 m 超	2 m 超	☐ あり	☐ なし
③	同時に行う盛土と切土の高さ 	2 m 超	5 m 超	2 m 超	2 m 超	☐ あり	☐ なし
④	盛土の高さ 	2 m 超	5 m 超	2 m 超	2 m 超	☐ あり	☐ なし
⑤	盛土又は切土をする土地の面積 	500 m ² 超	3,000 m ² 超	500 m ² 超	500 m ² 超	☐ あり	☐ なし

※ 盛土又は切土の高さ：崖を生じるもの

※ 崖：地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

※ 整地、地均し、基礎工事のための掘削、埋戻等は該当しません

裏面の申告欄を記入してください。

申告欄

建築確認申請等に係る申請地における盛土規制法の許可又は届出の手續きの要否について、下記のとおり申告します。

○ 全て「なし」に該当する場合

下記に該当しますので、盛土規制法の許可又は届出の**手續きは不要**です。

- ☐ 令和7年4月30日以前に造成が済んだ既存盛土に該当します。
- ☐ 令和7年5月1日以降に規制対象規模に該当する造成行為はありません。

○ 1項目以上「あり」に該当する場合

下記に該当しますので、**必要書類を確認申請書**に添付します。

- ☐ 今回、造成行為を行う予定又は造成済みですので、**盛土規制法第12条第1項又は第30条の許可証の写し**を添付します。
- ☐ 今回、造成行為を行う予定又は造成済みですので、**盛土規制法第27条第1項の届出の写し**を添付します。
- ☐ 現在、造成行為中又は造成済みですので、**盛土規制法第21条第1項又は第40条第1項の届出の写し**を添付します。
- ☐ 1項目以上「あり」に該当しますが、**都市計画法第29条第1項又は第2項の許可**を受けていますので、**盛土規制法の許可を受けているとみなされています**。

【注意】

下記の取り扱いは、事前に都市・まちづくり推進課にご相談ください。

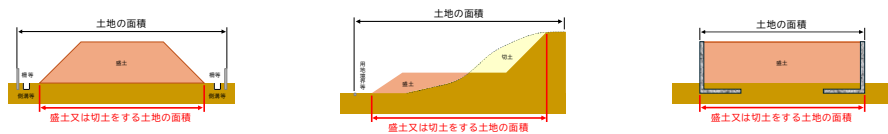
- ① 土地や盛土又は切土をする土地について、複数の規制区域や、大分市や別府市、隣県の区域にまたがる場合の取り扱いは、別途、定めています。
- ② 複数の箇所で盛土又は切土を行う場合は、「一体の盛土」として扱う場合があります。
- ③ 敷地内に既存の盛土又は切土がある場合は、「一体の盛土」として扱う場合があります。
(既存の盛土又は切土の上部や、近接又は隣接して新たな盛土又は切土を行う場合等が該当します。)
- ④ 隣接又は近接している盛土又は切土の高さは、「一体の盛土又は切土の高さ」として扱う場合があります。

【参考】

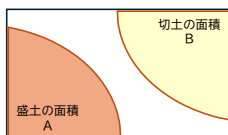
○ 面積

- ・ 盛土又は切土をする土地の面積は、許可又は届出の対象となる部分の合計面積（水平投影面積）です。

盛土又は切土をする土地の面積 = 許可又は届出の対象面積 = 手数料算定面積



盛土又は切土をする土地の面積 = 盛土の面積A + 切土の面積B



○ 高さ

- ・ 盛土又は切土は、許可又は届出の対象となる部分の最大の高低差とします。
- ・ 盛土と切土を同時に行う場合は、盛土と切土を行った後の形状で、最大の高低差とします。
- ・ 擁壁等を設置する盛土又は切土は、擁壁等も含めた最大の高低差とします。

○ 問い合わせ先

関係法令	市町村	担当部署	電話番号
建築基準法	大分市内	大分市役所 開発建築指導課	097-534-6111
	別府市内	別府市役所 都市計画課	0977-21-1111
	中津市内	中津市役所 建築指導課	0979-22-1111
	日田市内	日田市役所 建築住宅課	0973-23-3111
	佐伯市内	佐伯市役所 建築住宅課	0972-22-3111
	宇佐市内	宇佐市役所 建築住宅課	0978-32-1111
	杵築市内・日出町内 ・国東市内・姫島村内	大分県別府土木事務所 建築住宅課	0977-67-0211
	由布市内	大分県大分土木事務所 建築住宅課	097-558-2141
	臼杵市内・津久見市内	大分県臼杵土木事務所 建築住宅課	0972-63-4136
	豊後大野市内・竹田市内	大分県豊後大野土木事務所 企画調査課	0974-22-1056
	玖珠町内・九重町内	大分県日田土木事務所 企画調査課	0973-23-2141
	豊後高田市内	大分県中津土木事務所 建築住宅課	0979-22-2110
畜舎特例法	全域	大分県農林水産部 畜産振興課	097-506-3674
盛土規制法	下記以外	大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課	097-506-4695
	大分市内	大分市役所 開発建築指導課 開発指導室	097-537-5683
	別府市内 (宅地造成等工事規制区域 における土地の形質の変更)	別府市役所 都市計画課 都市開発係	0977-21-1471